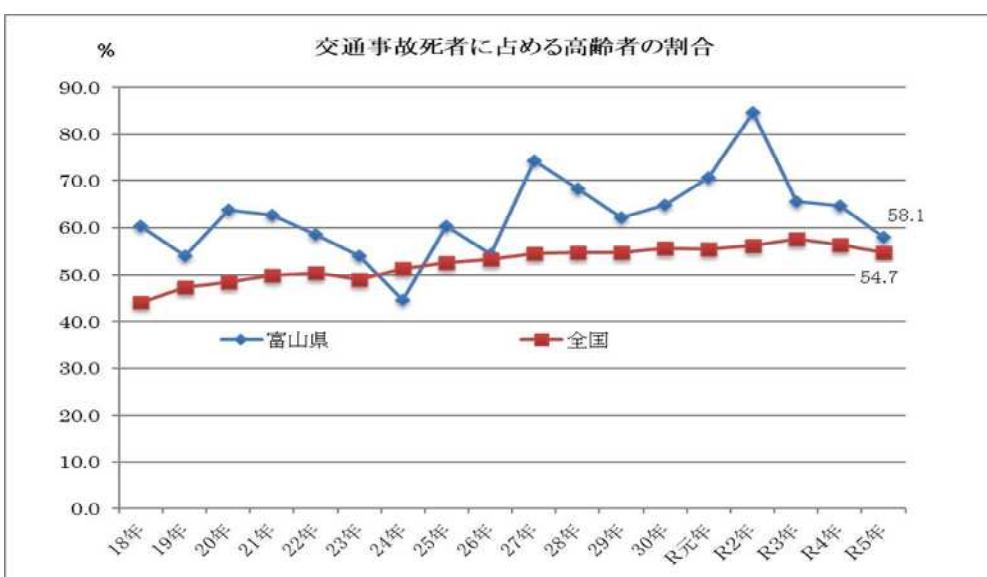
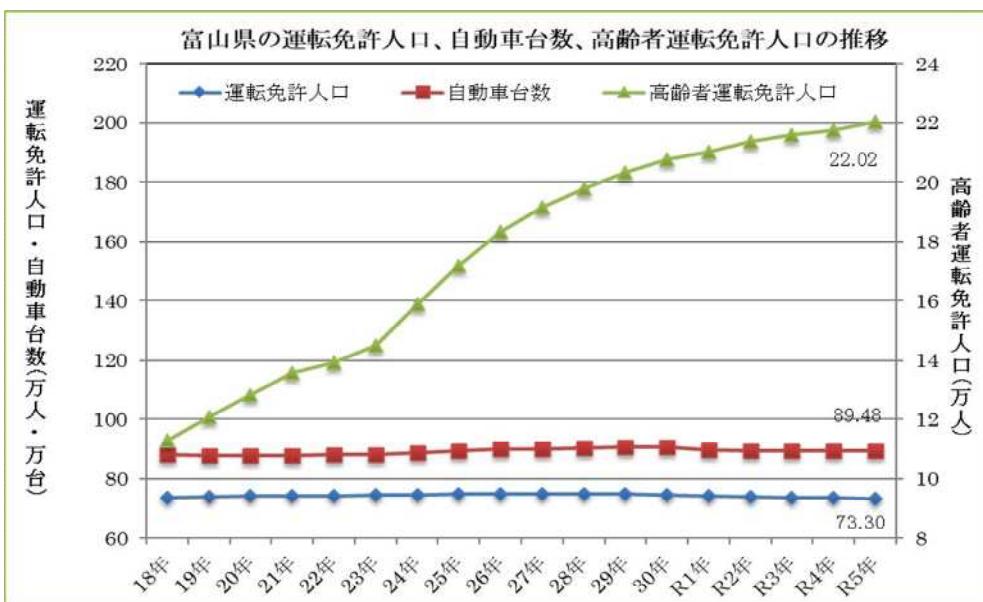
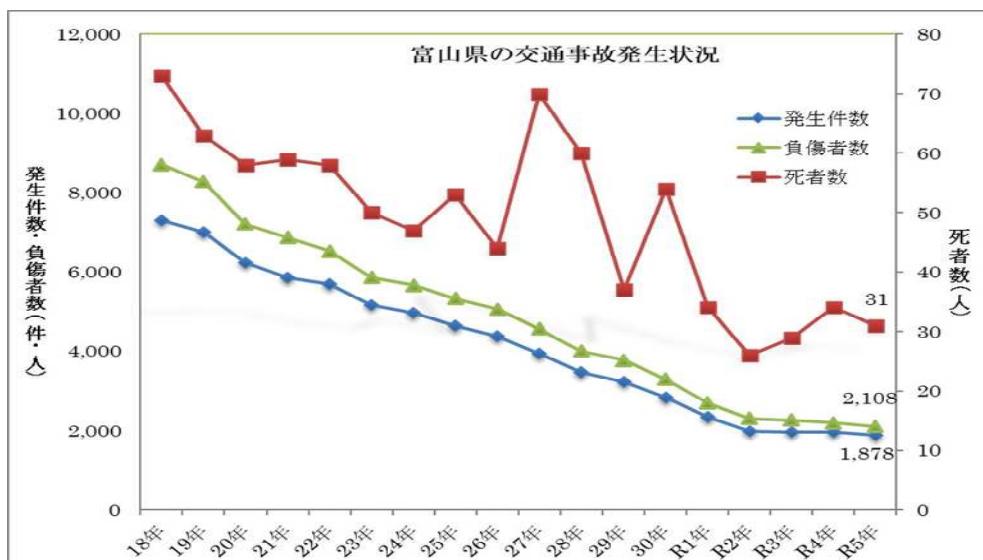


令和6年度

富山県交通安全推進計画

富山県交通対策協議会



第1 交通事故情勢

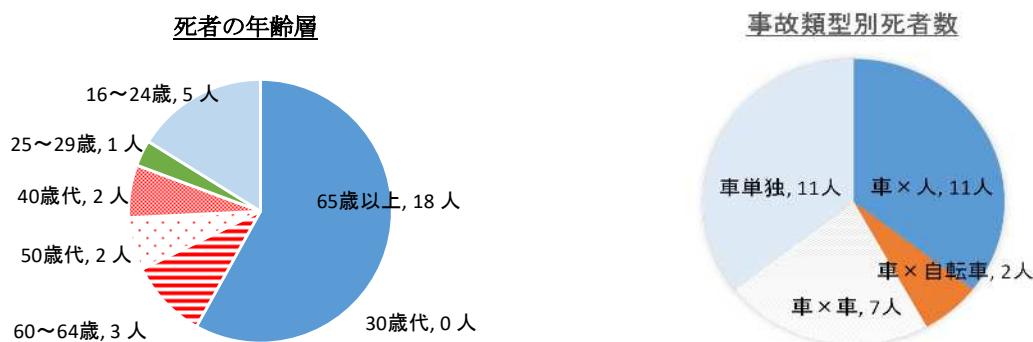
1 令和5年中における県内の交通事故発生状況

区分	令和5年	令和4年	増減数	増減率
人身事故件数	1,878件	1,953件	-75件	-3.8%
死者数	31人	34人	-3人	-8.8%
高齢死者	18人	22人	-4人	-18.2%
負傷者数	2,108人	2,202人	-94人	-4.3%
物件事故件数	28,885件	28,669件	216件	0.8%
総事故件数	30,763件	30,622件	141件	0.5%

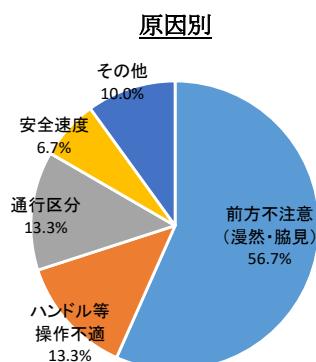
- (1) 死者数は前年より3人減少。
- (2) 65歳以上の高齢死者は前年より4人減少。(構成率58.1%)
- (3) 人身事故件数及び負傷者数は、23年連続で減少。

2 交通死亡事故の特徴

- (1) 死者数に占める高齢者の割合が高い。
- (2) 「車×人」「車両単独」の事故が多い。

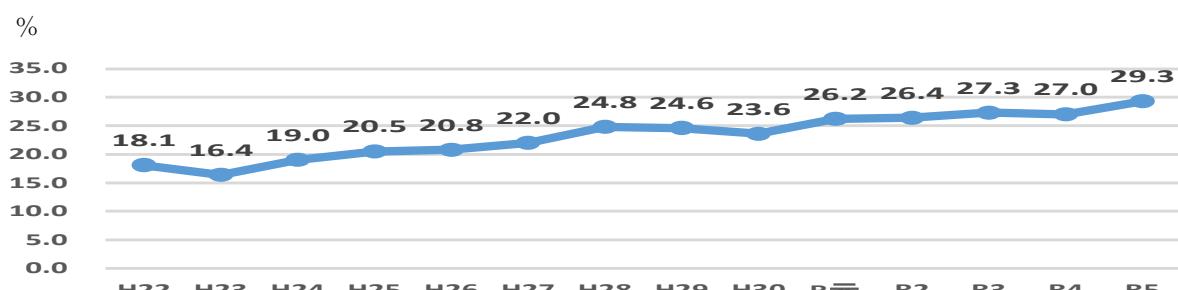


- (3) 「前方不注意」の事故が多い。



- (4) 歩行中の死者11人のうち、夜間の死者は7人と6割以上を占め、全員反射材を着用していなかった。
- (5) 歩行中の死者11人のうち、横断中の事故は5人で、その全てが高齢歩行者であった。
- (6) 車両単独事故は11件と多く発生し、内訳はハンドル等操作不適が4件、前方不注意が5件、安全速度が2件であった。

※ 全事故に占める高齢ドライバー事故の割合



第2 交通安全推進計画

交通事故の発生件数、負傷者数は、平成13年以降23年連続で減少、交通事故死者数も、令和4年の34人と比べて3人減少し、31人となった。

また、全死者に占める高齢者の割合が高い水準にあることから、引き続き、あらゆる機会を通して、交通安全思想の普及・啓発活動を推進し、交通事故防止の徹底を図るものとする。

このため、各推進機関・団体が、相互に連携を図り、家庭、地域、職場、学校の実情に応じて、創意工夫を凝らした具体的な計画を策定し、県民をあげての運動となるよう努める。

◎ 交通安全教育

交通安全教育指針や交通の方法に関する教則に基づき、教育を受ける者の年齢、心身の発達段階や通行の態様に応じて、交通安全意識の高揚を図り、交通社会の一員としての自覚を促すために段階的かつ体系的な交通安全教育を実施する。実施にあたっては、横断の意思表示等歩行者の心得等を取り入れながら、「ヒヤリマップ」の作成や各世代に対応した参加体験型教育の実施等その内容の充実に努める。

◎ 広報・啓発活動

交通事故の発生状況や時節に応じた具体的でわかりやすい内容とし、各種広報媒体を活用することによって、あらゆる世代の県民に広く普及させることとする。

◎ 交通安全運動

交通安全運動の目的達成に向けて、関係機関・団体は、計画段階から相互に連携を強め、実情に応じた重点を設定し、一丸となった取組を展開する。

1 年間を通じて行なう運動

(1) 運動名称

みんなですすめる交通安全県民運動

(2) スローガン

ゆずりあう 心でひろがる 無事故の輪

(3) 期間

令和6年4月1日（月）から翌年3月31日（月）までの1年間

(4) 基本とする運動

ア 名称

スリーアップ
3 up 運動

イ 目的

交通事故の根絶に向けて、県民一人ひとりが交通マナーを向上し、安全な行動を実践することが大切であり、運転者から歩行者まで全てに共通する基本運動と

して3up運動を推進する。

ウ 重点

- (ア) マナーup～交通ルールをしっかり守って相手を思いやる
- (イ) チェックup～車、自転車、人の動きをしっかり確認する
- (ウ) ライトup～自らの存在をしっかりとアピールする

エ 重点期間

11月、3月

オ 推進事項

- (ア) 早めの合図や思いやり運転の実践
(こども・高齢者・障害者をはじめとする歩行者に対する保護意識の向上)
- (イ) 歩行者や自転車も交通ルールを遵守
- (ウ) 運転への集中と安全確認の徹底
- (エ) 早めのライト点灯と上向きライトの活用
- (オ) 歩行者、自転車利用者の反射材活用

(5) 推進項目

ア 高齢歩行者の交通事故防止「たっしゃけ 気つけられエ運動」

- (ア) スローガン
いつまでも 手本をみせて 孫の声
- (イ) 目的

高齢者に対し、加齢に伴う身体機能及び認知機能の変化の認識と、交通ルールの遵守など交通安全意識の向上を図る。

社会全体に高齢者への配慮や思いやり意識を醸成することに加え、反射材の視認性や安全効果の理解促進と自発的な着用を促し、高齢者自身が命を守ることの意識付けにより交通事故防止を図る。

(ウ) 重点

- ① 高齢者自身の交通安全意識の向上に向けた活動の推進
- ② 高齢者に対する思いやり意識の醸成に向けた活動の推進
- ③ 反射材の普及・着用の推進

(エ) 重点期間

6月、10月

(オ) 推進事項

- ① 横断歩道の利用促進と斜め横断しない正しい横断方法の周知と実践
- ② 高齢者宅への訪問活動の強化と街頭啓発の推進
- ③ 自発光式を含む反射材用品の自発的かつ継続的な着用の促進
- ④ 認知症高齢者に対する見守り活動の推進
- ⑤ 高齢者にやさしい思いやり運転の実践
- ⑥ 「ヒヤリマップ」の作成による危険個所の周知と安全行動の実践

イ 高齢運転者対策の推進

(ア) 目的

高齢化が進展している本県は、高齢運転者に主たる原因がある交通事故の割合が高い水準にあるほか、運転への不安から運転免許を自主返納する高齢者が増加している現状にある。これらの現状に対応し、安全で安心な社会を築くために関係機関・団体が連携し、高齢運転者に係る各種対策の更なる推進を図る。

(イ) 重点

- ① 安全運転サポート車（サポカー）の普及啓発の推進
- ② 高齢運転者の特性を考慮した安全教育・安全対策の推進
- ③ 運転免許証の自主返納にかかる環境整備の継続

(ウ) 実施期間

通年

(エ) 推進事項

- ① 高齢運転者に対する補償運転の推奨と安全運転サポート車（サポカー）及び既販車への後付けの安全運転支援装置の普及啓発
- ② 高齢運転者に対する事故分析に基づく効果的な交通安全教育の推進
- ③ 高齢運転者標識（高齢者マーク）表示の促進と標識表示車への保護意識の醸成
- ④ 身体機能の変化等により安全運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進
- ⑤ 運転免許証の自主返納者に対する支援の充実と自主的に返納しやすい環境の整備と、サポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進
- ⑥ 軌道内への誤進入や高速道路等での逆走など緊急時の対応や措置の周知と対策の推進

ウ 横断歩道における交通安全対策の推進

(ア) 目的

横断歩道は、道路上で歩行者が最も保護されるべき場所である。しかしながら、横断歩道での死亡事故をはじめとする交通事故の発生が後を絶たない状況にある。

これは、運転者の歩行者優先義務や歩行者の横断方法の周知・徹底が進んでいないことが主な原因であり、また「信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況全国調査」（J A F調べ）においても当県の昨年の結果は一昨年より上昇し、50%となり、全国平均を4.9ポイント上回ったが、いまだ半分の車が停止していない状況にある。

死亡など重大な結果を招く横断歩道における交通事故の根絶に向けて、運転者に交通法規を再認識させるとともに、横断歩道等における横断歩行者を優先・保護する意識を醸成し、歩行者に対しても横断方法や通行方法を再認識させ、自らの安全を守るための交通行動を促していく。

(イ) 重点

運転者～横断歩道における歩行者等の優先及び歩行者の保護の周知徹底

歩行者～正しい横断方法及びハンドサインの周知と実践

(ウ) 実施期間

通年

(エ) 推進事項

- ① 横断歩道手前の減速義務や一時停止など横断歩道等における歩行者等の優先義務の周知・徹底
- ② 横断歩行者をはじめとする歩行者の保護活動の推進
- ③ 運転者への横断の意思表示など正しい横断方法の周知と実践
- ④ 「ながらスマホ」「歩きスマホ」の危険性の周知

エ 自転車等の安全利用の推進

(ア) 目的

自転車は、身近で環境に優しい交通手段であり、健康づくりや余暇での活用、運転免許自主返納後の交通手段としての利用など、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が利用している。

さらに本県では、総合的な自転車活用施策を推進するため、「富山県自転車活用推進条例」や、条例に基づく「富山県自転車活用推進計画」が定められ、自転車利用人口の増加が予想される。

こうした中で、全国的には、何らかの交通違反等によって自転車が加害者となり、高額な賠償金の支払いを命じられる判決も見られることから、全ての自転車利用者に対し、「自転車安全利用五則」を周知して自転車ルールの遵守とマナーアップを図るとともに、自転車損害賠償保険等への周知と加入を促し、自転車が安全で快適に通行できるよう努める。

また、改正道路交通法により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務とされたものの、警察庁の全国調査で、当県は10.3%で、全国平均を3.2ポイント下回った。自転車乗用中に交通事故で亡くなった方の多くが頭部に致命傷を負っていることを踏まえて、あらゆる機会を通じて、自転車乗用時には交通事故の被害を軽減するためにヘルメットの着用を促進していく。

(イ) 重点

- ① 「自転車安全利用五則」を活用した交通ルールの周知
- ② 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- ③ 安全利用のための自転車及び道路環境の点検整備

(ウ) 重点期間

5月

(エ) 推進事項

- ① 自転車ルール・マナー遵守と自転車運転者講習制度の周知
- ② 体験型教室や大会の実施等による交通安全意識の高揚
- ③ サイクル安全リーダーの育成及び活動の推進

- ④ 自転車損害賠償保険等の周知と加入の促進
 - ⑤ 自転車の点検整備の励行と乗車中のヘルメットの着用促進
 - ⑥ 「ながらスマホ」の危険性の周知
 - ⑦ 特定小型原動機付自転車の利用者に対する販売事業者等と連携した安全利用と交通ルールの周知と広報啓発の促進（重点期間：通年）
- オ 全座席シートベルトの着用及びチャイルドシートの正しい使用の推進
- (ア) 目的

シートベルトとチャイルドシートは、『命を守る』ために重要な役割を果たしていることを改めて認識した上で、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用、チャイルドシートの正しい使用など車に乗る全ての人により一層浸透させ、非着用によって生じる死亡などの重大な結果の発生を防ぐ。
 - (イ) スローガン

締めたよね 全席みんなの 合言葉
 - (ウ) 重点
 - ① シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性と被害防止・軽減効果の周知と啓発の促進
 - ② 安全性能に関する情報提供の促進
 - (エ) 実施期間

通年
 - (オ) 推進事項
 - ① 全座席（特に後部座席）着用と運転者による着用確認の促進
 - ② 体験型などの各種交通安全教室
 - ③ チャイルドシートの正しい取付け要領の普及支援
 - ④ 家庭・職場及び交通街頭活動時等におけるひと声運動
- カ 飲酒運転の根絶
- (ア) 目的

県民をあげて交通事故のない富山県の実現に向かって交通安全対策に取り組んでいる中で、飲酒運転による交通事故が依然として発生している。飲酒により認知、判断、操作が低下した状態で車両を運転する行為は、重大な事故を引き起こし、さらには人の生命を奪うなど重大な結果に直結する極めて悪質・危険な犯罪であることから、その反社会性、責任の重大性や悲惨な飲酒事故の実態等を強く訴えることで、「飲酒運転を絶対にしない・させない」社会を築く。
 - (イ) 重点
 - ① 飲酒運転を許さない環境づくり
 - ② 飲酒運転を助長する車両、酒類の提供禁止及び同乗禁止の周知徹底とハンドルキーパー運動の推進
 - (ウ) 重点期間

7月、12月

(エ) 推進事項

- ① アルコールの影響、飲酒運転の悪質性・危険性、車両等・酒類提供の禁止及び同乗の禁止に係る広報周知の推進
- ② 家庭・地域・職場等における飲酒運転防止（二日酔い含む。）の声かけ・気運の醸成
- ③ 企業・事業所及び酒類を提供する飲酒店等と協力・連携したハンドルキーパー運動の普及啓発の推進
- ④ 飲酒の機会における公共交通機関や自動車運転代行の利用促進
- ⑤ 経営トップや安全運転管理者、運行管理者による業務前後の目視での酒気帯びの有無を確認することやアルコール検知器を用いた「検査」を確実に実施する等、社内一丸となった安全運転管理及び運行管理業務の推進

キ 妨害運転など危険な運転の防止

(ア) 目的

他の車両の通行を妨害するための急ブレーキや車間距離不保持等の行為は、重大な事故に直結する極めて悪質・危険な行為である。

また、スマートフォンなどを操作しながらの運転や脇見、考え方、会話に夢中になる運転も、場合によっては同様に前方不注視や安全不確認の状態となることから、重大な交通事故に直結する危険な行為である。

よって、運転者に対し、一瞬の気の緩みや感情に左右されず、「運転」に集中するとともに、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転することに関する啓発活動等を推進する。

(イ) 重点

- ① 妨害運転（あおり運転）の危険性とトラブル時の回避措置の周知
- ② 携帯電話等を使用する「ながら」運転に関する危険性の周知と意識改革の徹底

(ウ) 実施期間

通年

(エ) 推進事項

- ① 妨害運転の危険性の周知とSA等安全な場所への退避など適切なトラブル回避等の啓発
- ② ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進
- ③ 車両運転中の携帯電話等使用時の危険性（安全不確認等）の周知
- ④ 運転に集中することの大切さに関する啓発の推進

2 期間を定めて行う運動

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| (1) 春の全国交通安全運動 | 4／6（土）～4／15（月） |
| (2) 夏の交通安全県民運動（北陸三県統一） | 7／11（木）～7／20（土） |
| (3) 秋の全国交通安全運動 | 9／21（土）～9／30（月） |
| (4) 年末の交通安全県民運動（北陸三県統一） | 12／11（水）～12／20（金） |

3 日を定めて行う運動

- (1) 交通安全県民の日・・・・・・・・・・・・ 毎月 1 日・15 日
- (2) 自転車の日・・・・・・・・・・・・ 5 月 5 日
- (3) 高齢者交通安全の日・・・・・・・・・・・・ 每月 15 日
- (4) 横断歩道おもいやりの日・・・・・・・・・・・・ 每月 11 日・21 日

4 交通死亡事故多発に伴う緊急対策等

交通死亡事故が多発し、さらに続発するおそれがある場合等において、県民をあげて交通死亡事故抑止のための緊急対策等を実施する。

前年同期と比べ交通事故死者数が大きく増加している場合、短期間に多くの方が交通事故により亡くなった場合や交通死亡事故が多発傾向にある場合においては、交通死亡事故多発警報発令について、富山県交通対策協議会において、その期間や取組内容等を協議して決定する。

5 関係機関・団体の主な活動（別記 1）

6 月別主要業務・行事予定（別記 2）

7 月別広報重点（別記 3）

関係機関・団体の主な活動

県交通対策協議会 構成機関・団体の 共通推進事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全に関する意識啓発活動 2 みんなですすめる交通安全県民運動及び各季運動等の推進 3 各種広報媒体を活用した情報提供・広報の推進 4 機関・団体構成員に対する交通安全教育の徹底 5 交通安全行事への参加・協力 6 安全運転サポート車の普及啓発促進 7 高齢者の運転免許自主返納者への支援に関する広報 8 横断歩道を中心とした歩行者の交通安全対策の推進
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全アドバイザーによる活動の推進 2 富山県交通安全チャレンジ1・2・3運動の実施 3 各種参加・体験型交通安全教室の実施 4 自転車乗車用ヘルメット及び反射材の着用、チャイルドシートの使用の必要性等の広報啓発の推進 5 ヒヤリマップ作成にかかる事業等の推進 6 交通事故被害者や交通遺児等の被害者対策の推進 7 交通安全推進団体等への補助の実施
市　町　村	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全教育の推進 2 市町村交通対策協議会等の開催 3 関係機関・団体と連携し、交通安全キャンペーン等の実施 4 交通安全推進団体等に対する助成及び支援活動の推進 5 交通遺児激励金の支給事務など被害者対策の推進 6 交通安全施設、通学路等の点検整備 7 交通安全啓発資料の作成・配布 8 高齢者運転免許自主返納者への支援
警　察 (本部、警察署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の交通事故防止対策の推進 2 子供の交通事故防止対策の推進 3 横断歩道におけるルール遵守と安全な交通行動の促進 4 飲酒運転根絶に向けた交通安全教室及び広報啓発活動の推進 5 自転車利用者に対する交通安全教育と指導取締りの強化 6 高校生を重点とした自転車乗車用ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底 7 特定小型原動機付自転車等の新たなモビリティに関する交通事故防止対策の推進 8 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進 9 交通安全施設整備の推進 10 交通実態の変化等に即した交通規制の推進 11 円滑な外国人の運転免許取得など国際化への対応 12 運転に不安を抱える運転者などに対する安全運転相談の推進

道路管理者 (国・県・市・町・村) 中日本高速道路(株)金沢支社	1 生活道路等における歩行空間の整備 2 迅速な道路情報の提供 3 道路の整備、障害物の除去等道路交通環境の整備 4 道路パトロール活動の実施 5 老朽化した道路施設の点検及び補修の実施 6 標識等の点検整備と視認性の確保 7 料金所や休憩所における各種広報の実施 8 歩車道分離の促進
教育委員会 (県・市・町・村) 幼稚園 認定こども園 保育所 小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 特別支援学校 P T A	1 幼児、児童、生徒に対する交通安全教育の徹底 2 登下校時における安全指導の充実 3 児童・生徒による交通安全活動の推進 4 自転車の正しい乗り方指導と整備・点検の実施 5 改定「自転車安全利用五則」及び「改正道路交通法」を踏まえたヘルメットの着用の推進 6 高校生の運転免許取得に伴う安全指導の実施 7 通学路の交通安全の確保に向けた取組の推進 8 サイクル安全リーダー育成及び活動の推進
交通安全協会 (県・支部)	1 各種交通安全行事及び教室の開催並びに支援 2 街頭広報活動の推進 3 こどもと高齢者の交通事故防止活動の推進 4 横断歩行者の安全確保の推進 5 二輪車、自転車安全教育の推進 6 ハンドルキーパー運動の推進 7 優良運転者等の賞揚 8 各種交通安全大会の開催等 9 交通安全啓発資料の作成・配布 10 自動車運転の研修・講習指導 11 交通公園を活用した交通安全知識・技能習得の推進
安全運転管理者協会(県・地区) 自動車安全運転センター富山県事務所	1 各事業所での安全運転管理業務の支援 2 全座席シートベルト着用推進運動の促進 3 高齢者にやさしい思いやり運動の推進 4 ハンドルキーパー運動の推進 5 エコ安全ドライブ運動の推進 6 事業所に対する講習会、研修会等の開催の促進 7 若年ドライバーに対する運転教育の推進 8 運転記録証明書等(S Dカード)を活用した交通安全対策の推進 9 安全運転中央研修所を活用しての高度な安全運転知識・技能の習得へのサポート

富山運輸支局 富山労働局 自動車事故対策機構富山支所	1 自動車運送業者等に対する運行、労務、健康管理の指導 2 過積載、過労運転防止対策の推進 3 自動車の点検、整備の励行指導 4 不正改造・整備不良車両、無車検・無保険（無共済）車両、無許可営業車両の指導・取締り 5 運転適性診断の実施と個別指導 6 交通労働災害防止対策の推進 7 労働時間管理適正化指導員による個別訪問指導の実施 8 被害者対策の推進 9 自動車・チャイルドシートアセスメント情報の提供 10 交通安全啓発資料の作成・配布 11 公共交通機関の利用促進
指定自動車教習所協会	1 「地域の交通安全教育センター」としての活動の推進 2 優良初心運転者の育成 3 高齢者講習等各種法定講習や認知機能検査・運転技能検査の的確な実施 4 エコドライブ運転の普及・促進 5 高齢者の運転免許証自主返納に向けた支援
西日本旅客鉄道(株)金沢支社 富山地方鉄道株式会社 あいの風とやま鉄道株式会社 加越能バス株式会社 万葉線株式会社	1 社員に対する交通安全の指導教養の徹底 2 踏切安全通行の指導及び講習会等の開催 3 踏切保安設備の点検整備 4 踏切道及び軌道線の交通安全対策の推進 5 駅前等の自転車駐輪対策への協力 6 路面電車と自動車の接触事故防止の推進
トラック協会 バス協会 タクシー協会	1 事業所に対する交通安全運動等の周知徹底 2 運行管理、労務管理の指導 3 過積載・過労運転防止対策の推進 4 指導員によるパトロールの実施 5 交通事故防止に関する各種助成 6 各種研修会の開催 7 無事故無違反チャレンジアクションの実施 8 不正改造防止の呼びかけ 9 優良運転者等の賞揚 10 運転免許証返納者に対する割引制度 11 飲酒運転根絶に向けた取組の強化

交通安全母の会連合会 婦人会 地域交通安全活動推進委員協議会 交通指導員連絡協議会 老人クラブ連合会 交通安全アドバイザー 社会福祉協議会 交通運輸産業労働組合協議会	1 街頭指導活動の推進 2 高齢者世帯訪問活動の推進 3 各世代対象に応じた交通安全教室の開催 4 幼児及び高齢者交通安全指導者研修会の開催 5 自転車利用者に対する適正な通行方法とヘルメット着用の呼びかけ 6 シートベルト・チャイルドシート着用呼びかけ 7 飲酒・暴走運転追放の呼びかけ 8 違法駐車追放の呼びかけ 9 反射材の普及と利用の促進
自動車會議所 自動車販売店協会 自動車整備振興会 軽自動車協会 日本自動車連盟富山支部 高速道路交通安全協議会 不正改造車両追放連絡協議会	1 事業所に対する交通安全運動等の周知徹底 2 車両の日常、定期点検整備の呼びかけ 3 不正改造・整備不良・無車検・無保険（無共済）車両運転防止対策の推進 4 講習会、研修会の開催 5 シートベルト・チャイルドシート着用の啓発活動 6 停止表示器材、非常信号灯など安全用具の携行呼びかけ 7 運転マナー向上施策の推進 8 安全運転サポート車（サポカー）の普及啓発及び同乗体験会の実施
自家用自動車協会連合会	1 交通事故防止の啓発活動 2 交通事故防止の事業所別講習会・研修会の開催 3 交通事故無料相談を通した被害者救済・被害者支援・被害者援護活動 4 交通事故相談に関する各種資料の作成・発刊 5 自賠責保険（共済）制度の周知と無保険（共済）車両の監視活動 6 不正改造車・整備不良車両の監視活動と防止呼びかけ
自転車商業協同組合	1 自転車の交通安全教室の開催 2 「TSマーク」の普及啓発 3 自転車の正しい乗り方及び駐輪方法の指導啓発 4 街頭、学校等における自転車一斉点検の実施
商工会議所連合会 商工会連合会	1 飲酒運転防止の呼びかけ 2 看板、自販機等の路上はみ出し防止の指導 3 迷惑駐車防止対策の推進 4 自転車、自動車駐車場の確保と整備 5 交通安全諸行事への協力要請

NHK富山放送局 北日本放送 富山テレビ チューリップテレビ 富山エフエム 北日本新聞社 富山新聞社 読売新聞社 中日新聞社	1 交通安全行事の積極的な取材と広報 2 迅速な道路情報の提供 3 交通安全行事への支援
--	--

(別記2)

月別主要業務・行事予定

月	業務・行事	月	業務・行事
4	○春の全国交通安全運動（6～15） ○新入学（園）期における交通事故防止	10	○「たっしゃけ 気つけられエ運動」の推進重点月間 ○シルバードライビングコンテスト ○交通対策協議会幹事会
5	○自転車安全利用の推進重点月間 ○交通対策協議会幹事会	11	○3up運動の推進重点月間
6	○「たっしゃけ 気つけられエ運動」の推進重点月間	12	○年末の交通安全県民運動（11～20） ○飲酒運転の根絶重点月間
7	○飲酒運転の根絶重点月間 ○夏の交通安全県民運動（11～20） ○交通安全対策会議定例会 ○交通安全子ども自転車富山県大会 ○交通対策協議会幹事会 ○交通安全チャレンジ1・2・3運動 (7/21～11/20)	1	○積雪・凍結期の交通事故防止
8		2	○積雪・凍結期の交通事故防止 ○交通対策協議会委員会、幹事会
9	○第61回富山県交通安全県民大会（3） ○秋の全国交通安全運動（21～30）	3	○3up運動の推進重点月間

(別記3)

月 別 広 報 重 点

月	重 点 項 目	月	重 点 項 目
4	○春の全国交通安全運動（6～15） ○新入学（園）期における交通事故防止 ○大型連休中の交通事故防止	10	○「たっしゃけ 気つけられエ」運動
5	○自転車の安全利用とマナーアップ	11	○3up運動の推進
6	○「たっしゃけ 気つけられエ」運動 ○暴走族・整備不良車両の追放	12	○年末の交通安全県民運動（11～20） ○飲酒運転の根絶 ○年末年始の交通事故防止
7	○夏の交通安全県民運動（11～20） ○夏休み中の交通事故防止 ○飲酒運転の根絶	1	○積雪・凍結期の交通事故防止
8	○夏休み中の交通事故防止 ○お盆期間中の交通事故防止	2	○積雪・凍結期の交通事故防止 ○迷惑駐車の追放
9	○秋の全国交通安全運動（21～30）	3	○3up運動の推進

交 通 事 故 状 況 等

年 次	富 山 県										全 国					
	発生件数	死者数	負傷者数	人 口	免許人口	自動車台数	高 齢 者					発生件数	死者数	高齢者 死者数	割合%	負傷者数
							死者数	割合%	負傷者数	人 口	免許人口					
18年	7,308	73	8,717	1,109,205	735,611	880,162	44	60.3	1,293	264,279	112,909	887,267	6,415	2,840	44.3	1,098,564
19年	6,996	63	8,283	1,105,312	739,360	879,575	34	54.0	1,411	271,466	120,715	832,704	5,796	2,749	47.4	1,034,652
20年	6,233	58	7,211	1,101,292	741,420	879,397	37	63.8	1,202	276,808	128,254	766,394	5,209	2,523	48.4	945,703
21年	5,852	59	6,868	1,095,217	742,056	878,387	37	62.7	1,197	283,270	135,974	737,637	4,979	2,483	49.9	911,215
22年	5,694	58	6,541	1,093,247	743,194	879,809	34	58.6	1,094	285,577	139,348	725,924	4,948	2,489	50.3	896,297
23年	5,163	50	5,862	1,088,409	744,417	882,780	27	54.0	916	285,946	144,956	692,084	4,691	2,309	49.2	854,613
24年	4,973	47	5,667	1,082,763	746,023	889,048	21	44.7	957	297,862	158,861	665,157	4,438	2,279	51.4	825,392
25年	4,649	53	5,338	1,076,158	747,888	893,828	32	60.4	893	307,582	171,627	629,033	4,388	2,309	52.6	781,492
26年	4,379	44	5,068	1,070,070	748,769	899,071	24	54.5	918	316,923	183,350	573,842	4,113	2,193	53.3	711,374
27年	3,945	70	4,570	1,066,328	749,082	901,190	52	74.3	827	323,895	191,723	536,899	4,117	2,247	54.6	666,023
28年	3,466	60	4,003	1,061,393	748,978	903,236	41	68.3	791	327,224	198,041	499,201	3,904	2,138	54.8	618,853
29年	3,238	37	3,769	1,055,893	748,244	905,202	23	62.2	696	330,450	203,434	472,165	3,694	2,020	54.7	580,850
30年	2,839	54	3,300	1,050,246	746,146	906,326	35	64.8	624	332,619	207,632	430,601	3,532	1,966	55.7	525,846
R元年	2,353	34	2,696	1,042,998	742,930	895,826	24	70.6	533	333,776	210,320	381,237	3,215	1,782	55.4	461,775
R2年	1,992	26	2,309	1,034,670	740,564	894,547	22	84.6	457	335,566	213,592	309,178	2,839	1,596	56.2	369,476
R3年	1,971	29	2,269	1,025,409	737,994	894,205	19	65.5	447	332,793	215,788	305,196	2,636	1,520	57.7	362,131
R4年	1,953	34	2,202	1,016,323	735,291	893,379	22	64.7	407	331,064	217,422	300,839	2,610	1,471	56.4	356,601
R5年	1,878	31	2,108	1,006,367	732,976	894,751	18	58.1	426	328,689	220,183	307,930	2,678	1,465	54.7	365,595

富山県交通対策協議会 推進機関・団体

富山県	公益社団法人富山県バス協会
富山県教育委員会	富山県タクシー協会
富山県警察	一般社団法人富山県自動車整備振興会
富山県市長会	一般社団法人富山県トラック協会
富山県町村会	一般社団法人富山県自家用自動車協会連合会
富山県自治会連合会	富山県自動車販売店協会
北陸信越運輸局富山運輸支局	富山県軽自動車協会
北陸地方整備局富山河川国道事務所	一般社団法人日本自動車連盟富山支部
富山労働局	富山県自転車商業協同組合
富山地方検察庁	公益財団法人富山県老人クラブ連合会
中日本高速道路株式会社金沢支社富山高速道路事務所	富山県交通安全母の会連合会
独立行政法人自動車事故対策機構富山支所	富山県婦人会
軽自動車検査協会富山事務所	社会福祉法人富山県社会福祉協議会
自動車安全運転センター富山県事務所	一般社団法人富山県身体障害者福祉協会
西日本旅客鉄道株式会社金沢支社	富山県交通運輸産業労働組合協議会
富山地方鉄道株式会社	富山県弁護士会
加越能バス株式会社	公益社団法人富山県医師会
万葉線株式会社	富山県商工会議所連合会
あいの風とやま鉄道株式会社	富山県商工会連合会
富山県高等学校長協会	一般社団法人富山県経営者協会
富山県中学校長会	J A 富山県女性組織協議会
富山県小学校長会	N H K 富山放送局
富山県P T A連合会	北日本放送株式会社
富山県高等学校P T A連合会	富山テレビ放送株式会社
公益財団法人富山県交通安全協会	株式会社チューリップテレビ
富山県交通指導員連絡協議会	富山エフエム放送株式会社
富山県高速道路交通安全協議会	北日本新聞社
一般社団法人富山県指定自動車教習所協会	富山新聞社
一般社団法人富山県安全運転管理者協会	読売新聞社富山支局
富山県不正改造車両追放連絡協議会	中日新聞社富山支局
一般社団法人富山県自動車会議所	

(順不同)